

平成30年度
第2回和歌山県森林審議会森林保全部会
議 事 録

日時：平成30年9月13日（木）13：30～15：00

場所：和歌山県庁東別館6階6-A会議室

平成30年度 第2回和歌山県森林審議会森林保全部会 議事録

日時：平成30年9月13日（木）13：30～15：00

場所：和歌山県庁 東別館 6階 6-A会議室

森川計画班長
(以下「司会」)

【開 会】

定刻となりましたので、ただ今から、平成30年度第2回和歌山県森林審議会森林保全部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にも関わらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、林業振興課の森川でございます。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、お手元の資料のご確認をお願い致します。

本日の

配布資料一覧、

次第、

委員名簿、

配席図、

森林審議会関係法令等、

審議事項-1としまして「林地開発行為の許可に関する
ことについて（変更許可）」、

報告事項-1としまして「林地開発行為の許可に関する
ことについて（新規許可事後報告）」でございます。

資料に不足等はございませんか。

まず、和歌山県森林審議会森林保全部会について、簡単にご説明致します。

お手元に配布しております資料の「森林審議会関係法令等」をご覧ください。

森林法第68条第1項において、「都道府県に都道府県森林審議会を置く。」こととされており、この規定に基づき、和歌山県森林審議会を設置してございます。

また、森林法施行令第7条第1項において、「都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。」とされており、森林保全部会設置要綱第2条第2項に基づき4つの事項について審議することができるとされて

います。

具体的には、森林法に基づく事項として、

- ・ 地域森林計画の変更に關すること。
- ・ 森林の土地の保全に關すること。
- ・ 保安林の指定の解除に關すること。

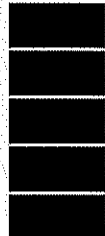
そして、森林病虫害等防除法に基づく事項として、

- ・ 高度公益機能森林等に關すること。

などがございます。

なお、部会の審議結果は、次回の和歌山県森林審議会において報告することとなっております。

それではここで、委員の皆様をご紹介します。



委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

委員でございます。

なお、委員、委員におかれましては、本日も所用のためご欠席でございます。

それでは、開会にあたりまして、和歌山県 農林水産部 森林・林業局長の 西山 久雄 からご挨拶申し上げます。

森林・林業
局長

森林・林業局長の西山でございます。

本日、森林審議会森林保全部会の開催にあたり、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

平素から県政の推進、とりわけ林務行政につきまして、格段のご指導とご高配を賜っておりますことを、この場をお借りして、重ねてお礼を申し上げます。

また、8月23日から24日にかけての台風20号災害、9月4日の台風21号災害、9月6日未明の北海道胆振東部地震と、災害が頻発しております。

被害を受けられた皆様には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

本県におきましても、台風20号災害と台風21号災害を併せまして、林業関係被害として、林道施設353箇所、約7億

森林・林業
局長

3千万円、山地災害31箇所、約9億9千万円、それ以外に風倒木被害、木材加工・流通施設や特用林産施設の被害ということで、これらを含めると約18億6千万円ということで報告を受けています。今後は、関係市町村等と連携し、早期の復旧に取り組んで参りたいと考えています。

平成30年7月豪雨により広島県及び愛媛県で発生した山地災害の学識経験者による現地調査結果によると、崩壊は、山腹斜面に比べ傾斜が緩やかである山頂尾根部から発生し、記録的な集中豪雨により地下水位が上昇し、土層が著しく飽和して崩壊発生源となったと推測されています。

流出土砂・土石の多くは、記録的豪雨の異常な降水集中により根系の影響する範囲を超えた深さにまで及んだ崩壊や、根系深さを越えた溪岸・溪床浸食に伴うものと想定され、森林の山地災害防止機能に効果を及ぼす根系深さなどの影響が問われるものではないと考えられています。

いずれにしても、災害に強い森づくりと治山対策を進めていく必要があるため、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、橋本市において南海砂利株式会社が実施しています土石の採掘及び事業場の設置を目的とした林地開発行為の変更許可案件について、ご審議をいただくこととしております。

また、串本町においてインリー・グリーンエナジージャパン株式会社が実施します太陽光発電設備の設置を目的とした林地開発行為の新規許可案件について、事後報告をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い致しまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

司 会

続きまして、県職員の出席者を紹介致します。

森林整備課 課長の 児玉 和久 です。

森林整備課 治山班長の 宮本 明彦 です。

それでは、本日のスケジュールを簡単にご説明致します。

本日の議事は、

「(1) 林地開発行為の許可に関することについて(変更許可)」

「(2) 林地開発行為の許可に関することについて(新規許可事後報告)」

司 会

となっております。

それではこれより、会議の議長につきましては、和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第2条に基づき、和歌山県森林審議会運営についての内規第5条を準用して、
部会長にお願い致します。

部会長、よろしくお願い致します。

部会長
(以下「議長」)

ただ今、紹介いただきましたでございませう。
これより議長を務めさせていただきますので、円滑な議事進行に皆様のご協力をよろしくお願い致します。

それでは、お手元の会議次第に基づきまして、議事を進めたいと存じます。

まず、本日の議事録署名委員につきまして、私の方から指名させていただきます。

それでは、委員と委員にお願いをします。

議 長

【議事1】

続きまして、審議事項「(1) 林地開発行為の許可に関する
ことについて(変更許可)」に移ります。当局から説明をお願いします。

森林整備課長

森林整備課長の見玉でございませう。

本日は、よろしくお願い致します。

局長の挨拶と重複しますが、近年全国的に非常に大きな災害が頻発するような状況が続いております。今年度も7月の西日本を中心とした豪雨災害、それから8月から9月にかけての台風による災害、また、先般発生しました北海道の大地震ということで、大きな災害が続いておまして、本県におきましても8月から9月にかけての台風被害につきましては、非常に大きな災害が発生している状況でございませう。

被災された方々に、この場をお借りして心からお見舞い申し上げます。

こういった状況の中、県と致しましては迅速な災害の復旧に尽力致しますとともに、一方では山地災害の発生を抑止するために林地開発事務の実施につきましては、より一層適正に進め

森林整備課長

ていく必要があると考えてございます。

本日は変更許可に係る審議事項が1件と、新規許可に係る事後報告が1件でございます。詳細につきましては、治山班長の宮本の方からご説明致しますので、よろしくお願い致します。

森林整備課
治山班長

森林整備課治山班長の宮本でございます。よろしくお願い致します。

最初に、「林地開発許可制度の概要」について、ご説明させていただきます。

林地開発許可制度については、森林法第10条の2第1項で地域森林計画の対象となっている民有林において、1ヘクタールを超える開発行為をしようとする者は、農林水産省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。となっております。

また、森林法第10条の2第2項で、林地開発の許可申請があった場合の4つの許可基準が定められておまして、

具体的には、1つ目の災害の防止対策としまして、開発行為により、周辺地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

2つ目の水害の防止対策としまして、開発行為により、下流地域において水害を発生させるおそれがあること。

3つ目の水の確保対策としまして、開発行為により、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

4つ目の環境の保全対策としまして、開発行為により、周辺地域においての森林環境を著しく悪化させるおそれがあること。

の4つの要件があり、都道府県知事は、この4つの要件にいずれも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。となっております。

それでは、本日の森林審議会に諮問しております、林地開発許可申請の変更事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まず、開発事業者、開発目的についてご説明いたします。

当該箇所は、南海砂利株式会社が土石の採掘事業を目的に、昭和58年の当初許可から現在に至るまで、継続的に開発行為

森林整備課
治山班長

を行っているところです。

今回は、事業地を拡大変更するにあたり、変更許可申請が提出されました。

事業計画地は、本県北部の橋本市にあり、奈良県との県境付近に位置します。

また、計画地は去年川（こぞがわ）上流に位置し、北方向へと流下し、紀の川へと合流します。

次に計画地の概要ですが、当該計画地は、稜線を挟んで、青色で囲んだ許可済みエリアと、赤色で囲んだ追加変更エリアとに分かれます。

今回の変更は主に赤色部分の事業地拡大と、それに伴う青色部分の内容変更になります。

また、今回の変更により、事業区域が22,3101ha増の54,8630ha、開発森林面積が10,6392ha増の29,3408haとなっています。

次に森林の状況について、ご説明いたします。

事業地拡大を予定している区域の森林は、人工林が約2割、天然林が約8割となっており、人工林ではヒノキ、天然林では尾根沿いにマツ、それ以外はクヌギやカシ等の広葉樹で構成されています。

こちらが土地利用計画図になります。

計画地は大きく2つの流域に区分され、新たに追加を予定している区域を含むのが流域A。既に許可を受けている区域を含むのが流域Bとなります。

それぞれ採石事業地をメインとする土地利用計画となっており、各流域ともに、計画地流末には沈砂機能を備えた防災調整池が配置された計画となっています。

それでは災害の防止対策についてご説明いたします。

今、ご説明させていただいたとおり、AB流域ともに流末に沈砂機能を備えた防災調整池を設置しています。

まず、沈砂池の容量についてですが、A流域で6,500m³、B流域で約12,000m³の沈砂容量を確保しており、それぞれ

森林整備課
治山班長

れ基準を満たした計画となっています。

次に、事業地内の最終的な造成勾配についてですが、A B流域ともに基本的には10%という緩勾配となっているほか、採石法面の切取勾配についても6分勾配となっており、災害の発生、土砂の流出等に配慮した計画内容となっています。

次に、水害の防止対策についてご説明いたします。

まず、流域と流下方向についてですが、計画地のA B流域からそれぞれ流下し、NO. 2で合流した後、NO. 4で去年川に合流します。その後、NO. 5からNO. 8を経て、紀の川へと流下していきます。

なお、今回の変更申請に伴い、普通河川を管理している橋本市、去年川を管理している和歌山県県土整備部と地点協議を行い、NO. 5が開発による一番影響を受ける地点（ネック点）であることを確認しています。

水害の防止対策としては、ネック点であるNO. 5の断面が安全に流下できるよう、流域比流量から許容放流量を計算し、計画地内に十分な容量を確保した防災調整池を設置する計画となっております。

こちらが、今回A流域の流末に設置される防災調整池の図面です。

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、下流の狭窄部が安全に流下させることができるよう、事業地からの開発後の流量を、許容放流量以下にまで調整してから放流する構造となっており、基準を満たした計画となっています。

擁壁の延長は約30mで、高さは約9mとなっており、約37,000m³の容量が確保されています。

こちらが、今回B流域の流末に設置される防災調整池の図面です。

調整池は上池、下池に分かれており、上池から下池にかけて排水管でつながった計画となっています。

調整池には、それぞれの集水流域があり、それぞれの増加流量に対して、それぞれの池で調整容量が確保された計画となっています。また、下池の容量計算では、豪雨時の上池からの流入量が考慮されており、適切な内容となっています。

森林整備課
治山班長

豪雨時には、この防災調整池に一時的に水を貯留し、下流の狭窄部を安全に流下させることができるよう、事業地からの開発後の流量を、許容放流量以下にまで調整してから放流する構造となっており、基準を満たした計画となっています。

下池洪水吐の延長は約13mで、高さは約6mとなっており、約39,000m³の容量が確保されています。また、上池は約49,000m³の容量が確保されています。

次に、水の確保についてご説明いたします。

当該計画地の下流域を調査した結果、A流域の下流部に似賀尾池に導く取水施設があることから、当施設を管理する似賀尾池水利組合の同意書を取得しています。

また、紀の川へと至る中では、去年川水利組合、赤塚中溝水利組合、赤塚下溝水利組合があることから、事業の影響、事業の円滑な実施を考慮し、それぞれから同意書を取得しています。

最後に、環境の保全に対する計画についてご説明いたします。

開発区域の周辺部に残置森林が配置されているほか、造成森林、小段植栽についても計画されており、周辺環境への影響に配慮した計画となっています。

また、森林率も50%となっており、基準値である25%を大きく超えて確保されています。

以上のとおり、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つの許可の要件で審査を行った結果、当該開発計画は適正で、関係市町村である橋本市長の意見も「適」となっていることから、許可相当であると判断しております。

以上で、本日の森林審議会に諮問しています林地開発許可の変更事案に係る説明を終了させていただきます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

【質 疑】

ただ今、当局から説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。

なお、本日欠席の ■■■ 委員、■■■ 委員からご意見はいただいております。

改めまして、委員の皆様、ご意見、ご質問等はございませんか。

議 長

- 委員 変更の理由はなんですか。
- 森林整備課 主任 森林整備課治山班の森口と申します。
今回の変更申請の理由としましては、申請者が事業規模を拡大しようということを考えまして、変更に至ったものです。あくまでも企業の営利・経済活動の一貫として事業規模を拡大したいということが理由になります。
- 委員 既に許可されている分を含めて、全体の面積はどれくらいですか。
- 森林整備課 治山班長 事業区域については約55haになります。そのうち開発するのが約30haになります。
- 委員 変更許可申請が出されても環境アセスメントは必要ないのですか。
- 森林整備課 主任 環境アセスメントについては、該当しません。
- 委員 最近、大きな災害が非常に続いています。説明で基準どおりだということですが、基準ということが、今、疑問視されつつあるということを感じているところです。そのような観点で、他の部分も調査というか、許可したところは大丈夫だったのか調査はされていますか。
- 森林整備課 主任 近年は、集中豪雨等をはじめとする気象災害、これによりまして、過去に許可した林地開発許可の、例えば法面が崩れたであるとか、土砂の流出が発生したとか、そういう調査は行っております。今まで開発許可をした中で、最近の気象災害により大きく崩壊したとか、土砂の流出が発生した箇所はございません。今、開発中の現場の中で、どうしても排水の施設が整っていなかったりとか、そういったことによって、少し盛土法面が崩れたりとか、そういったことはございますけれども、大きな被害は今のところございません。

委員

許可済みのところも含めて、今回の変更部分は3分の2ぐらいの面積があると思いますが、調整池の容量的には半分以下になっています。そういった部分の基準の違いは何ですか。

森林整備課
主任

調整池の容量を考える場合に、その流域単位の物事を考えるようにしています。その流域の中で、森林が森林でなくなった部分がどれくらいあるのか、それからその流域の森林自体はどれだけあるのか、それぞれ流出係数が違いますので、それで流域全体の流れる流量を計算します。その上で調整池の容量を流末において決定しているところです。

委員

その当たりで、既存の開発のところと、今回の新しいところで安全率というか、基準に対して余裕を持たせたりすると思いますが、その当たりで安全率が低いとかはありますか。

森林整備課
主任

全く同じ基準です。

委員

先ほどの質問にも関わりますが、計算されています基準の雨量はどうなっていますか。

森林整備課
主任

流量の計算をする時には、雨量強度という指数があります。それについては、平成26年3月和歌山県河川課が作成しました確率降雨強度の算定という資料がございます。その数値を参考にしています。

この基準といいますのは、あらゆる県の公共事業の雨量計算をする際に基礎となってくる資料でございます。そのデータをそのまま林地開発許可の雨量を算定する時に使っています。今回の現場におきましては、調整池の容量を計算する際に50年確率という雨量強度を採用しております。その中では、到達時間によって変わってくるのですが、今回のケースは1時間に110mmの豪雨が降った場合の、110mmが24時間降り続くということではないですが、MAX110mmの雨が24時間降った場合の調整容量を持っているということになっております。

委員

累積雨量とかは、その中に入りますか。

森林整備課主任 降り始めから降り終わりまで24時間貯めることができる。なお且つ、貯めながら徐々に許容放流量だけ流す計画となっています。

委員 その時間で起こった土砂崩壊とか、その当たりの確率なんかも入っていますか。崩壊はしていないということが前提になっていますか。

森林整備課主任 基本的には、開発を行う際には防災調整池を先行して設置した上で、流域の開発を行いますので、調整池を施工しながら崩れるということはないです。

委員 想定としてですが、例えば強度の雨が降って一部山が崩れた時に土砂が調整池に流れ込んで、容量を減らしてしまうことが考えられると思いますが、そのあたりは考慮されていますか。

森林整備課主任 今回の場合は、沈砂機能も兼ねた調整池になっていますので、工事中に発生する土砂の量、年間ha400m³の発生量を見込んで、なお且つ、先程の降った雨量の調整能力を兼ね備えた調整池となっています。どれだけの土砂の量を担保するかは、災害の場合、大きく崩れることもありますので一概には言えませんが、工事中に発生する土砂の量というものは見込んだ設計になっています。

委員 年々に土が貯まって、雨の調整容量が減ってしまうというところもあると思いますが。

森林整備課主任 今回の場合は、沈砂機能を持たせておりますので、定期的に事業者で貯まった土は浚渫するように計画されています。今回の場合でしたら、1年間に1回浚渫する計画になっています。

委員 今回頂いた資料に森林の状況というのが出ていまして、先程説明を受けたので分かりましたが、針葉樹と広葉樹の割合はどれくらいか気になっていました。それによって調整池の容量も違ってくるのではないかと、そういう面でそのあたりもしっかり書いていただけたらと思います。

それから水の確保のところ、水利組合が同意されていると

委員

ということですが、例えば去年川の下流の4つの水利組合がある辺りでは、どういう作物が作られているのか、その他にも水に頼っているところがあるのではないかと気になりました。

今回の災害で、先程から県の皆さんが災害に強い森林と言われています。今まで許可された各事業が大丈夫だったのか心配しています。

議長

水利組合の関係は4つあるということでしたが、同意の時の反応はどうでしたか。

森林整備課
主任

事業地から直近の水利組合につきましては、事業地下流の取水施設において、似賀尾池というところに水を引いているということを確認しましたので、ご了解を得たということです。残りの下流域のところでは、畑であったり、田んぼであったりというところに水を引いているとお話を伺っています。

今回の開発によって、水の確保という観点から水が涸れるといったようなことにはならないと思いますけれども、念のために開発計画の内容を事業者から説明していただいて、事業の円滑な実施のために同意を得たと伺っています。

委員

人工林が20%、天然林が80%と説明がありましたけれども、広葉樹の2つの写真を見ますと、いわゆる二次林、薪炭林みたいな感じがします。森林の状況がもう少し分かりやすいように植生図のようなものを付けていただければ現地の状況がよく分かるので、今後お願いできればと思いますがいかがでしょうか。

委員

現地を調査した実際のものというよりも、環境省レベルのものでいいと思いますが。

森林整備課
主任

委員がおっしゃるように、植生の配置状況が分かりやすいような形で申請書を出していただくように、事業者を指導するようにします。

委員

森林保全部会の所掌事務として、森林病虫害等防除法というものがありますので、病虫害に焦点を絞った発言をさせていただきます。

委員

この地域は橋本市ということですが、大阪府と接しているところで、大阪府の方からクビアカツヤカミキリという非常に怖いと言いますか、中国の方からモモやウメ、和歌山県の基幹産業といったものを食い荒らすカミキリムシが近付いています。河内長野市には入ってしまったので、実際、かつらぎ町では見つけられているということで、県境と接している地域で開発行為を行う場合は、必ずそれに従って、人間の移動によって虫が付いてくるのが非常に多いです。更に、森林病害虫等防除法で言えば、ナラ枯れは既に防除法に入っていますが、県北の方ではナラ枯れがかなり、南の方では以前ウバメガシに被害がありました。それとは違う日本海型のナラ枯れが県北の方に入ってきているという状況にあると思います。そういうことを考えると、橋本市の方で大規模な開発を行うと、森林率はきちんと保っているとは言えるものの、それをきっかけに周りに非常に大きな災害と言ってもいいような虫害ですね、木の枯れ、枯損というものが発生する可能性がありますので、そういうことに関して注意をしていただければと思います。

森林整備課長

委員からご指摘いただきました件につきましては、前回もご指導いただきまして事業者を指導しています。今回も同じように指導したいと思います。

委員

全体的な意見と言いますか、この計画については基準どおりやっていたらいいと思いますが、考え方としまして、基準以上の雨が降ることも想定される状況になっていますので、仮に溢れた時にどういう被害があるのかとか、例えばこの流域の中で、どういうところに人が住まわっていて、開発が原因ではなかったとしても何かあったらこれのせいとされるのか、そういうことも含めて全体の防災に関する対応についても併せて見直すとか、チェックをするということも一方では必要になってきている時代なのかなという感じがしております。開発が元々ないところもやらないといけませんが、逆に開発があることを契機にここの部分を見直すとか、そういうような形で進めていただくのが行政にとって一つの手掛かりになるのではないかと考えております。是非、検討していただければと思います。

議 長

貴重なご意見ありがとうございます。
他にございませんか。

議 長

【採 決】

ご意見が出尽くしたようですので、どのように対応させていただいたらよろしいでしょうか。

■■■■委員、■■■■委員からご意見がありました。

これについて検討をしたいのですが、付帯意見として付するか、あるいは付する必要はないということにするかということであります。いかが致しましょうか。

■■■■委員のご意見につきましては前回も同じご意見がございましたので、これは付帯意見として処理してよろしいのではないかと考えております。

■■■■委員のご意見ですけれども、個別の案件に関わらず全体的なご意見だと思います、

■■■■委員

県の行政的なことですので、事業者に伝えていただかなくてもかまいません。

議 長

■■■■委員のご意見は付帯意見とはせず、今後の課題としたいと思います。

それでは、■■■■委員からありましたクビアカツヤカミキリの発生に対して注意を払うようにということをや旨として、付帯意見の文案を事務局の方で作成して、委員にご確認いただくということによろしいでしょうか。

各委員

(意義なし)

議 長

それでは、事務局において手続きをお願いします。
今回の審議事項は、本件のみとなります。

議 長

【議事2】

続きまして、報告事項「(2) 林地開発行為の許可に関することについて(新規許可事後報告)」に移ります。

それでは、当局から説明をお願いします。

森林整備課
治山班長

続きまして、本日の森林審議会に事後報告させていただきます、林地開発許可事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

最初に、内規に定めた「一括事後報告によることができる事項」について、ご説明させていただきます。

和歌山県森林審議会森林保全部会運営についての内規第1条第1号におきまして、「林地開発に伴うもの」が審議事項の対象となっておりますが、次の2点に該当する場合につきましては、一括事後報告によることができるものとされております。

まず、1番目として『開発行為に係る面積が10ヘクタール未満のもの、又は開発行為に係る面積が10ヘクタール以上であっても変更に係る増加の面積が開発行為に係る変更前の面積の2割を越えないもの』

そして、2番目として『森林法第10条の2第2項各号に該当するおそれのないものであって、森林の保続培養及び森林生産力の増進に著しい影響を与えるものに該当しないもの』とされております。

今回ご報告させていただきます事案につきましては、以上の要件を満たしておりますので、一括事後報告とさせていただきます。

それでは、本日の森林審議会ですら事後報告します、林地開発許可事案の概要について、パワーポイントによりご説明させていただきます。

まずは、開発事業者、開発行為地、開発目的についてご説明いたします。

当該事案は、インリー・グリーンエナジージャパン株式会社が、串本町大島字櫛ヶ谷地内において、太陽光発電所設備の設置を目的とした開発案件となっております。

事業地は、串本町大島の西部、県道40号線沿いの森林区域に位置します。

なお、串本大島においては海岸線沿いの周囲が吉野・熊野国立公園に指定されているところですが、新宮市にある環境省の出先機関に確認したところ、当該計画は国立公園区域からは外れているとのことでした。

森林整備課
治山班長

次に事業地の概要ですが、事業区域面積は6.4942ha、そのうち、開発森林面積は2.4240haとなっており、事業地内にて切土、盛土を行い、太陽光発電所施設の設置を目的とした土地造成を行う計画となっています。

なお、事業地には防災調整池は設置せず。雨水排水は、事業区域内の沈砂池を経て、直接海へ流下する計画になっているとともに、当事業地に水需要を依存する人家、施設等はありません。

こちらが開発計画の概要になります。

造成計画としては、約4万m³の切盛を行い、事業地を10%の勾配で仕上げる計画となっています。

また、切土、盛土法面については基本的に1割8分の仕上がりとし、法面保護として種子吹付工を施す計画となっています。

さらには、流末に沈砂施設、周囲には基準値以上の残置森林を配置する計画となっております。

最後に、許可申請書の審査結果をご説明させていただきます。

なお、お手元の資料ですが、「水害の防止」について訂正がございます。調整についてと記述していますが、先程説明させていただきましたが、当該計画では、水を直接海に流下させるため、水害の発生については問題がないと判断しております。

今回の許可申請に対し、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」といった林地開発許可における4要件で審査を行った結果、いずれも基準に即した適切な対策がなされているため、許可相当と判断し、平成30年6月18日に許可を行いました。

以上で、本日の森林審議会にご報告させていただきます林地開発許可申請に係る一括事後報告事案のご説明を終了させていただきます。

【質 疑】

ただ今、当局からの説明がありました。

委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思います。

議 長

委員

海岸部からの眺望という面ではどうですか。

森林整備課
主任

海岸から当計画地を眺めた時に、おそらくパネルは目に入ると思われます。

委員

それに対する規制は特にはないのですか。

森林整備課
主任

環境省の出先機関の方で、当該開発についての協議はさせていただいておりますので、そちらで特に必要になった手続きはないです。

委員

海も公園ですか。国立公園とかは海域まで入っていると思います。そこに水を流すということに問題はありませんか。

環境省に確認しているので大丈夫だと思いますが、例えば大雨の時に濁水が流れる状況が発生すると良いのかなと思ってしまいます。

森林整備課
主任

沈砂施設を経由して海へ流す構造とはなっておりますが、万が一の事を考えまして地元の漁業協同組合の方からは同意書を取得しております。

議長

個人的な意見ですが、これぐらいの規模だったらそんなに大きな問題ではないですけど、太陽光発電は景観という問題がありますので、林地開発行為の許可の条件に求めないところがありますので、おそらくその部分は新聞記事でもありましたように和歌山県の方でも総合的な形で検討いただいているということで理解しておりますので、結果を待ちたいと思います。

委員

根本的な質問ですが、ここで許可を出して他のところでストップが掛かることはあり得ますか。例えば景観上問題があるとか。森林審議会の部局は、あくまでも4項目の審査という形になると思いますので、我々はそれよりも突っ込んだ話はなくていいのか、どこかで歯止めが効いたりするのか、以前から気になっていました。

森林整備課
主任

基本的には開発行為に対しては、さまざまな許可が発生する
場合があると思います。基本的にはそれぞれ法律が別ですので、
それぞれにおいて許可、不許可という行政処分の判断をするべ
きだと考えております。ただ、先程議長の方からお話がありま
した和歌山県太陽光発電事業の条例につきましては、条例のい
わゆる認定、不認定の状況を勘案しながら森林審議会の意見も
踏まえて総合的に判断するということになります。

委員

ここで決めたからといって、直ぐにGOサインという訳では
なくて、個別のものという形で考えておけばよろしいですか。

森林整備課
主任

はい。

議長

他にございませんか。
無いようでしたら、本件については以上で終わります。

議長

本日の議事は以上です。
本日の審議結果は、森林法第68条第2項の規定により、和
歌山県知事に答申します。
また、森林保全部会の運営内規第1条第2項に基づき、次回
の森林審議会において、報告させていただきます。
知事への答申に関しましては、私にご一任いただけたらと思
いますが、よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

議長

その他、森林・林業行政に関する事で、ご意見、ご質問等
はございませんか。

委員

和歌山県における太陽光発電だとか、風力発電だとか、例え
ば今回の事例で申し上げますと太陽光発電ですが、和歌山県で
どれくらいの件数があるって、面積的にはどれくらいあるのか、
お分かりになりませんか。それと、県として総量規制を考えて
いるようなことはございませんか。

森林整備課長

森林審議会の案件にはなっていませんが、相談のある太陽光発電というのは何件かあります。具体的には事業の確実性が高いものから相談段階のものまであります。

太陽光条例の方では、具体的には6月の末までに着工しないものが対象となります。条例の対象となる申請が1件申請されたと聞いているところで、現段階では、まだ多くない状況です。

それと、総量規制につきましては、まだそこまで検討されていないかと思えます。

委員

和歌山県は全国的にも日照時間が長い方ですから太陽光発電としては環境が良いところなので、今後申請が増えてくるのではないかと思えます。

森林整備課長

経産省の方で買い取り価格が非常に高いのではないかとということで、コストダウンを期待していたが思うように下がらないということで、今、入札制度に変わってきていますけれど、近い将来、現在の買い取り価格が18円だったと思えますが、それを半分程度までに下げたいと経産省では考えているようですので、そういった部分が規制に働くのではないかと思えます。

ただ、県として総量を規制するまでは検討していないと思えます。

委員

先日の地震でソーラーパネルが崩れたということで、京都では大きな問題になっていると思えます。しかもパネルの中には重金属とかいろんな物質を使っていると言われていまして、あれが流れ出るとかなりの汚染があるのではないかと心配がされています。今回の串本町は台風銀座と言いますか、非常に風も雨も強いところですし、そういうところで物理的にも頑丈なものにしなければいけないのではないかと、また、皆やらないとなった時にほったらかしにされる危惧とか、そういうことも関係してくると思えます。環境に対する負荷はそういうところまで考えてやっていかなければならないと考えています。

議長

最初から議論ありましたけれど、予期せぬことが起こってきていますので、それに対してどのように対応するか、非常に重要なことだと思えます。

委員

今日の森林審議会でもそうですが、基準に沿っているかどうかは正直申し上げて森林審議会で議論をする余地がないです。「基準に合っていますよ。」ということですので、「ああ、そうですね。」という形になると思います。こういう部会で議論をするのは、やはり県民の方とか、地域の方が、どう感じているか、どう思っているか、そういうことをやはり森林審議会へ意見を反映させるために、こういう部会があると思いますので、そういう意味では逸脱した話とか、感情的な話とかを受け入れていただく余地を残していただくと、そういうことを我々もいرونなところで聞いて、又聞きで報告させていただければ本当に森林審議会が機能すると考えています。根拠のない話も出てくるかも知れませんが、委員の皆様も含めて共通の部分として持っていただければ森林審議会をやっている意味もありますし、我々が来る意味もありますし、その当たり共通認識として持たせていただければと思います。

森林・林業
局長

各委員からいただきましたご意見につきまして、林地開発行為の開発が終わるまでの間は、許可権者としていろんな指導の場面が出てくるかと思えます。法を順守しながら、どこまで逸脱した話等に対応できるかという部分もありますけれど、いただきましたご意見を含めて、これからに活かしていければと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

基準というのは国レベルではなくて、地域レベルで決められていますか。

森林・林業
局長

特に雨量的なところは公共事業と同じ基準を使っていますので、当然、公共事業の中でも水の量がどうであるとか、雨量がどうであるとかは、定期的に見直しをするのか、それとも、そういうものが蓄積されて見直しするのは、これは県土整備部との話になろうかと思えますけれども。林地開発行為だけの問題ということではありませんので、県土整備部とも情報交換をしながらできればと思っております。

議長

ご検討をよろしくお願い致します。

議 長

他にございませんか。

無いようでしたら、会議はこれで終了したいと思います。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議をいただきありがとうございました。また、会議の進行にご協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

これで、議長の職を終了させていただきます。

司 会

■■■■ 部会長、どうもありがとうございました。

本日の審議会の議事の内容につきましては、追って、事務局にて議事録に取りまとめ、冒頭、会長から議事録署名人としてご指名いただきました、■■■■ 委員と ■■■■ 委員に署名・捺印をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い致します。

【閉 会】

司 会

以上をもちまして、本日の森林審議会森林保全部会は終了させていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

気を付けてお帰りください。